

## 別冊 図面及び仕様書

※【重要】入札説明書の一部個別配布  
「別冊 図面及び仕様書」の「図面」は個別配布します。配布方法は、入札説明書 第 1 4. (2) に記載されています。

構成：

I. 仕様書（本ファイルの 2 ページ目以降です）

II. 図面（個別配布されます※）

図面リスト		
図面番号	図面名	縮 尺
共-00	図面リスト	—
共-01	位置図・全体配置図	A1:1/800 A3:1/400
共-02	管理研修棟・厚生棟 建物断面図	A1:1/100 A3:1/200
M-01	機械工事特記事項	—
M-02	【管理研修棟】換気設備 機器表	—
M-03	【管理研修棟】換気設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
M-04	【管理研修棟】換気設備 1階ダクト詳細図（1）	A1:1/50 A3:1/100
M-05	【管理研修棟】換気設備 1階ダクト詳細図（2）	A1:1/50 A3:1/100
M-06	【管理研修棟】換気設備 1階配線平面図	A1:1/100 A3:1/200
M-07	【管理研修棟】換気設備 1階平面図（改修前）	A1:1/100 A3:1/200
E-01	電気工事特記事項	—
E-02	【管理研修棟】換気電源設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-03	【管理研修棟】電灯・コンセント・弱電設備 1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
E-04	【管理研修棟】中央監視設備 1階平面図 【厚生棟】中央監視設備 地下1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
A-01	建築工事特記事項-1（改修1）	—
A-02	建築工事特記事項-2（改修2）	—
A-03	建築工事特記事項-3（新営1）	—
A-04	【管理研修棟】仕上表	—
A-05	【管理研修棟】1階平面図	A1:1/100 A3:1/200
A-06	【管理研修棟】1階平面詳細図	A1:1/50 A3:1/100
A-07	【管理研修棟】1階天井伏図	A1:1/100 A3:1/200
A-08	【管理研修棟】展開図	A1:1/50 A3:1/100
A-09	【管理研修棟】仮設計画図	A1:1/100 A3:1/200
A-10	【管理研修棟】建具表・建具詳細図・雑詳細図	A1:1/10 A3:1/20 A1:1/20 A3:1/40 A1:1/50 A3:1/100

## 1.仕様書

この仕様書は、独立行政法人 国際協力機構 沖縄センターが実施する「JICA 沖縄 換気設備工事及び内装修繕工事」に関する工事内容を示す。本工事の受注者は、本仕様書に基づき工事を実施する。

1. 工事名称 JICA 沖縄 換気設備工事及び内装修繕工事

### 2. 施設概要

- (1) 対象施設 JICA 沖縄 管理研修棟
- (2) 工事場所 沖縄県浦添市前田 1 1 4 3 - 1
- (3) 工事種別 建築、機械設備（換気設備）、電気設備
- (4) 敷地面積 31,140.37 m<sup>2</sup>
- (5) 建物概要 下表による。（●印は工事対象となる棟を示す）

表 建物概要

	●管理研修棟	●厚生棟	宿泊棟 本館	体育館
施工年	1984	1984	1984	1984
建築面積m <sup>2</sup>	1,489.95	760.87	1,183.18	1,087.42
延床面積m <sup>2</sup>	3,652.29	1,374.52	3,138.62	984.58
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地上3階	地下1階 地上2階	地上3階	地上1階
	給水塔	ニライホール	宿泊棟 別館	エネルギーセンター
施工年	1984	1999	1999	2014
建築面積m <sup>2</sup>	16.24	536.99	433.63	130.17
延床面積m <sup>2</sup>	80.40	1,216.24	900.27	130.17
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地上5階	地下3階	地上3階	地下1階

### 3. 工事概要

- (1) 工事対象建築内においてカビが確認されており、カビの発生を抑える事を目的とした換気設備工事及び内裝修繕工事を行う。
- (2) 換気機器の新設に伴い、既設中央監視装置の改造を行う。

### 4. 工事内容

#### I. 【管理研修棟】

##### ■機械設備工事

- 1) 事務室、所長室、応接室、会議室(1)、会議室(2)、委託会社事務室  
：全熱交換ユニットの新設を行う。
- 2) 所長室、応接室、会議室(1)、会議室(2)  
：建築工事改修に伴う機器の取外し再取付を行う。

##### ■電気設備工事

- 1) 所長室、応接室、会議室(1)、会議室(2)  
：建築工事改修に伴う機器の取外し再取付を行う。
- 2) 事務室、所長室、応接室、会議室(1)、会議室(2)、委託会社事務室  
：全熱交換ユニット新設に伴う電源及び計装用配線の新設を行う。
- 3) 委託会社事務室：全熱交換ユニット新設に伴うリモートステーションRS-M-1の改造を行う。

##### ■建築工事

- 1) 所長室、応接室、会議室(1)、会議室(2)：床及び壁、天井の改修を行う。  
床 仕上材を撤去の上、新設を行う。  
壁 仕上材及び下地ボード材を撤去の上、新設を行う。  
所長室、会議室(1)、会議室(2)においては、一部にプロジェクター用クロス張りをを行う。  
会議室(1)、会議室(2)においては、強化ガラスボード(マグネット対応)を設置する。  
天井 仕上材及び下地ボード材を撤去の上、新設を行う。  
一部、設備改修に伴う下がり壁の新設(仕上げ下地共)を行う。  
設備改修に伴い新設する開口部は、軽量鉄骨下地補強を行う。  
共通 内装の仕上げ材及び下地材を撤去の上、施工室を乾燥させた後に壁面の防カビ処理を行う。  
〔抗菌・防かび・防藻(浸透処理、かび汚染洗浄共)〕
- 2) 事務室：設備改修に伴う天井の改修を行う。

天井 図示の範囲で仕上材及び下地ボード材を撤去の上、新設を行う。  
軽量鉄骨下地は既存のままとするが、下がり部分は撤去し位置の変更し  
新設を行う。  
設備改修に伴い新設する開口部は、軽量鉄骨下地補強を行う。

## II. 【厚生棟】

### ■電気設備工事

1) B 1 F 設備管理事務室内：既設中央監視装置の改造を行う。

## 5. その他与条件

### (1) 共通事項

- ①図面の「施工条件」を参照すること。
- ②本工事は施設利用中の工事であるため、施設利用者等の安全に十分配慮し、作業の振動・騒音・作業員・資材・重機等の施設内動線で運用の妨げにならないよう努めること。
- ③壁・床を貫通する場合、事前にレーダーによる埋設物調査を行い施工すること。
- ④騒音・振動・粉じん等の発生が予想される作業は、事前に工事担当職員と協議の上、業務に支障ない曜日や時間帯で行うこと。又、必要な養生を行う。
- ⑤停電工事に際し、必要な負荷への仮設電源工事を行う。
- ⑥工事施工場所以外への立ち入りを禁止する。
- ⑦軽微な変更に伴う施工の変更・追加は協議により、請負金額の範囲内で受注者が行う。

## 6. 工事監理業務

- (1) 本工事は、工事監理業務を建設コンサルタント等に別途委託契約している。
- (2) 受注者は、設計図書において規定される提出物・報告・協議・承諾等は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等（以下 管理技術者）を経由して行うものとする。

## 7. 設計図書等の取扱い

- (1) 受注者は、工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該下請契約書等において、設計図書等の適正な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (2) 受注者は、施工図の作成等を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、委託の氏名、名称、その他必要な事項等を書面により整備しておくものとする。

## 8. 規則厳守の徹底

- (1) 工事用車両通行ルート of 安全対策は、受注者において十分管理すること。
- (2) 施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに管理技術者及び、工事担当職員に報告すると共に受注者の負担において現状に復旧するものとする。又、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。
- (3) 工事施工場所以外への立入り及び、写真撮影を禁止する。

## 9. 施工図等

- (1) 施工図等の作成に先立ち、工事内容との照合を行い、疑義が生じた場合は、書面により管理技術者と協議する。

## 10. 施工確認等

- (1) 施工確認及び立会いは、管理技術者が行うものとする。
- (2) 図面及び仕様書に記載なき事項で、技術上施工すべき事項については、管理技術者及び、工事担当職員と協議し施工するものとする。
- (3) 検査及び試験に必要な資機材、労務及びその他の費用等は、全て受注者の負担において提供する。

## 11. 工事現場管理

- (1) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に管理技術者へ提出する。なお、提出時期は工事着手前、体制変更時とする。
- (2) 受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下受注者の当該技術者を含む）及び、専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名

社印の入った名札及び、工事名を記した腕章を着用する。

- (3) 建設業退職金共済制度について、購入状況が判る書類の写しを添付する。又、購入の必要がない場合は、理由書を添付すること。
- (4) 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が判る書類の写しを添付すること。
- (5) 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

#### 1 2. 主任技術者又は監理技術者の配置

- (1) 建設業者は、請負った工事を施工する場合は必ず現場に主任技術者を置くこと。  
又、発注者から直接工事を請負い、そのうち4,000万円以上の下請契約をして工事を施工する場合、監理技術者を現場に置くこと。  
(建設業法第26条 第1項及び第2項)
- (2) 請負金額が3,500万円以上の場合、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者を現場に専任で置くこと。  
(建設業法第26条 第3項)

#### 1 3. 電気保安技術者

- (1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。
- (2) 電気保安技術者は次によるものとし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、管理技術者の承諾を受ける。なお、建設業法上の主任技術者と兼任してもよい。
  - ① 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気事業法第43条に基づく電気主任技術者とし同法に定める必要な手続きを行うものとする。
  - ② 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する物としてよい。
- (3) 電気保安技術者は電気工作物の保安業務を行う。

#### 1 4. 工事現場の管理で特に必要な事項

- (1) 受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずるものとする。
  - ① 施工に先立ち作成する施工計画書は、本工事内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、管理技術者へ提出しなければならない。
  - ② 本工事施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について、工事着工後

原則として作業員全員参加で、月当たり半日以上の時間を割り当て、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。

- ・安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ・本工事内容の周知徹底
- ・本工事における災害対策訓練
- ・本工事現場で予想される事故対策
- ・その他、安全策や防災訓練等に必要な事項

(2) 工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずると共に、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、又、作業工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。

① 工事計画作成に当り、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。特に施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全性を検討し確認の上、施工するものとする。

② 施工に当り、施工条件を工事関係者に十分に把握させると共に、作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。

③ 停電作業を行う場合においては、電気主任技術者は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。

④ 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか次による。

- ・火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となる恐れのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
- ・内燃機関を有する建設用機械は室内では原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記及び労働安全衛生規則第578条を厳守すること。

(3) 豪雨、出水、強風、地震、火災等の災害が工事現場を含む地域に発生した場合は、工事現場における災害の有無、被害の程度等について、速やかに管理技術者及び、工事担当職員に報告すると共に適切な措置を講ずること。又、事故発生時は、緊急連絡表に基づき、速やかに報告し指示に従うこと。

## 15. 成果物

### 工事完成時

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| ①竣工図（原図大 2つ折り製本・A3版 縮小 2つ折り製本） | 2部 |
| ②機器完成図、機器製作図、取扱説明書及び保全に関する資料   | 2部 |
| ③完成写真：カラー（サービス版）、原版若しくは元データ    | 1部 |
| ④関係官公署の届出書及び、許可書、検査合格証         | 1部 |
| ⑤各機器の試験成績書                     | 1部 |
| ⑥各装置の運転要領書及び試運転報告書             | 1部 |
| ⑦ ①～⑥の電子データCD-R（PDF及びDWG形式）    | 1枚 |
| ⑧予備品、保守点検に必要な工具                | 1式 |

## 16. 化学物質を発生する建築材料等

本工事で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①～③を満たすものとする。

- ①保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド、クロルピリホス及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ②接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- ③塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示材料を、ホルムアルデヒドの発生が極めて少ないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

## 17. 保全に関する資料の説明等

- (1) 受注者は保全に関する資料の内容について、管理技術者に説明を行うと共に管理技術者の指示の下、施設管理者へ説明を行わなければならない。
- (2) 受注者は工事完成後、速やかに管理技術者が立会いの上、次の①～⑤について、施設管理者に建築物等の利用に関する説明及び、機器取扱説明を行わなければならない。



- ①施設全体の系統図、作業フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱説明
- ②当該建築物における装置、機器及びシステム等の設定条件、特徴等の説明
- ③装置・機器等の動作、運転順序、警報、故障表示、復帰方法、運転中の機器等の温度、振動、騒音等の説明及び運転指導
- ④消耗品の種類、法規関係等保守管理上必要な事項の説明
- ⑤主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表の提出及び説明

#### 18. 組立保険等

工事目的物及び工事用資機材等を組立保険等に付するものとし、保険の加入時期は原則として工事着工のときから、終期は工事完成後14日までとし、証書の写し1部を管理技術者に提出すること。

#### 19. 仮設工事

- (1) 宿泊棟本館前の駐車場に現場事務所、資材置場を設ける。  
＜別途工事も同じ場所に設置するため、双方で調整を図ること＞
- (2) 仮設物は撤去後、原状復旧すること。
- (3) 本工事の仮設で使用する電気、上下水道等は当該施設の管理者の承諾を得て既存施設から分岐して使用することが出来る。ただし使用手続き、経費及び使用料金は受注者の負担とする。
- (4) 電力会社・水道局・通信会社の施設より引込む場合、所要の手続き、経費使用料金は受注者の負担とする。
- (5) 足場その他  
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省基発 第0424001号平成21年4月24日)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。  
足場の組立、解体及び変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」2(2)手すり据置方式、又は、(3)手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

## 20. 発生材及び調査等

### (1) 発生材の処理等

産業廃棄物等の処分をする場合は処分地が確認できる資料を管理技術者及び施設管理者に提出し承諾を受け、適切に処分する。

なお、搬出先については積算上の条件とするが記載場所と異なる施設へ搬出することが出来る。但し、設計変更の対象としない。

#### ①発生材の種類

- ・ 金属くず、木くず、アルミくず、ガラスくず、がれき類、石膏ボード類、混合廃棄物、石膏ボード類（アスベスト含有含む）、混合廃棄物（アスベスト含有材む）

### (2) 分析によるアスベスト含有建材の調査

分析によるアスベスト含有建材の調査は、「石綿障害予防規則第3条第2の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」及び「建材中石綿含有率の分析方法に係る留意事項」に基づいて行う。

### (3) アスベスト除去における掲示について

アスベスト撤去を行う場合は、「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の作業に従事する労働者のみならず、近隣住民にも見やすい箇所に適切に掲示すること。

以上